

〔釈文〕

義之頓首、喪乱之極、先墓再離荼毒、追惟酷甚、号慕摧絶、痛貫心肝、痛当奈何、雖即脩復、未獲奔馳、哀毒益深、奈何、臨紙感哽、不知何言、義之頓首頓首、

二謝面未、此面遲詠、良不靜、義之女愛、再拜、想邵兒悉佳、前患者善所送議、当試尋省左辺劇、

得示、知足下猶未佳、耿々、吾亦劣劣、明日出乃行、不欲触霧故也、遲散、王義之頓首、

5 喪乱帖 〈原跡〉王義之

紙本 搨摸 二六・二×五八・四
中国・唐時代(七〜八世紀) 搨摸

一幅(三の丸尚蔵館)

書聖王義之(三〇三?〜三六二?)の真跡は、唐時代に宮中に集められたと言われるが、それらは戦乱等での損失によって残されていない。本作品は、その宮中で搨摸した精巧な模本で、王義之の書風を伝える最優品として名高い貴重な作品である。冒頭の八行、第九行から十三行目までの五行(二行ずつの断簡)、第十四行から末行まで四行と、三種類の内容のものが貼り込まれており、最初は一行目の「喪乱之極」の語より「喪乱帖」と、また残る二種類はその冒頭の語より「二謝帖」「得示帖」と呼ばれる。このうち「喪乱帖」は、先祖の墓が荒らされたことを嘆いている内容から、永和十二年(三五〇)、王義之五十四歳の頃のものと考えられ、王義之晩年の書風を伝えるものである。

一行目の「之極」の右には「僧權」、九行目の「良不」の左には「珍」の文字が見られるが、これらは六世紀、梁時代、武帝の命によって内府の書跡を鑑定した徐僧權と姚懷珍が鑑定の際に記した名前(押署)で、梁の宮中で真跡と鑑定されたことを示している。

また、本紙右端には、桓武天皇第五十代、七三七〜八〇六の「延暦勅定」朱文方印が押されている。これは、天応元年(七八二)に桓武天皇が東大寺の正倉院より借覧した書跡の一つであることを示唆している。聖武天皇御遺愛の品々が納められた正倉院には、献物帳の記載より、かつては王義之の書法二十卷などが宝物として納められていたことが知られるが、これらは遣唐使らによって将来されたものと推察されている。日本国内でも崇拜された王義之の書は、貴顕の間でも貴重な品、憧れの品であった。その後、江戸時代には後水尾天皇(第百八代、一五九六〜一六八八)の愛蔵品となっていたが、後水尾天皇によって三点に分割、そのうち二点は手元に置かれたが、後に焼失。残る一点は後西天皇(第百十一代、一六三七〜八五)に譲られ、その崩御後に妙法院堯恕法親王のもとへ引き継がれ、明治十三年(一八八〇)に同寺より皇室に献上された。

〔現代語訳〕

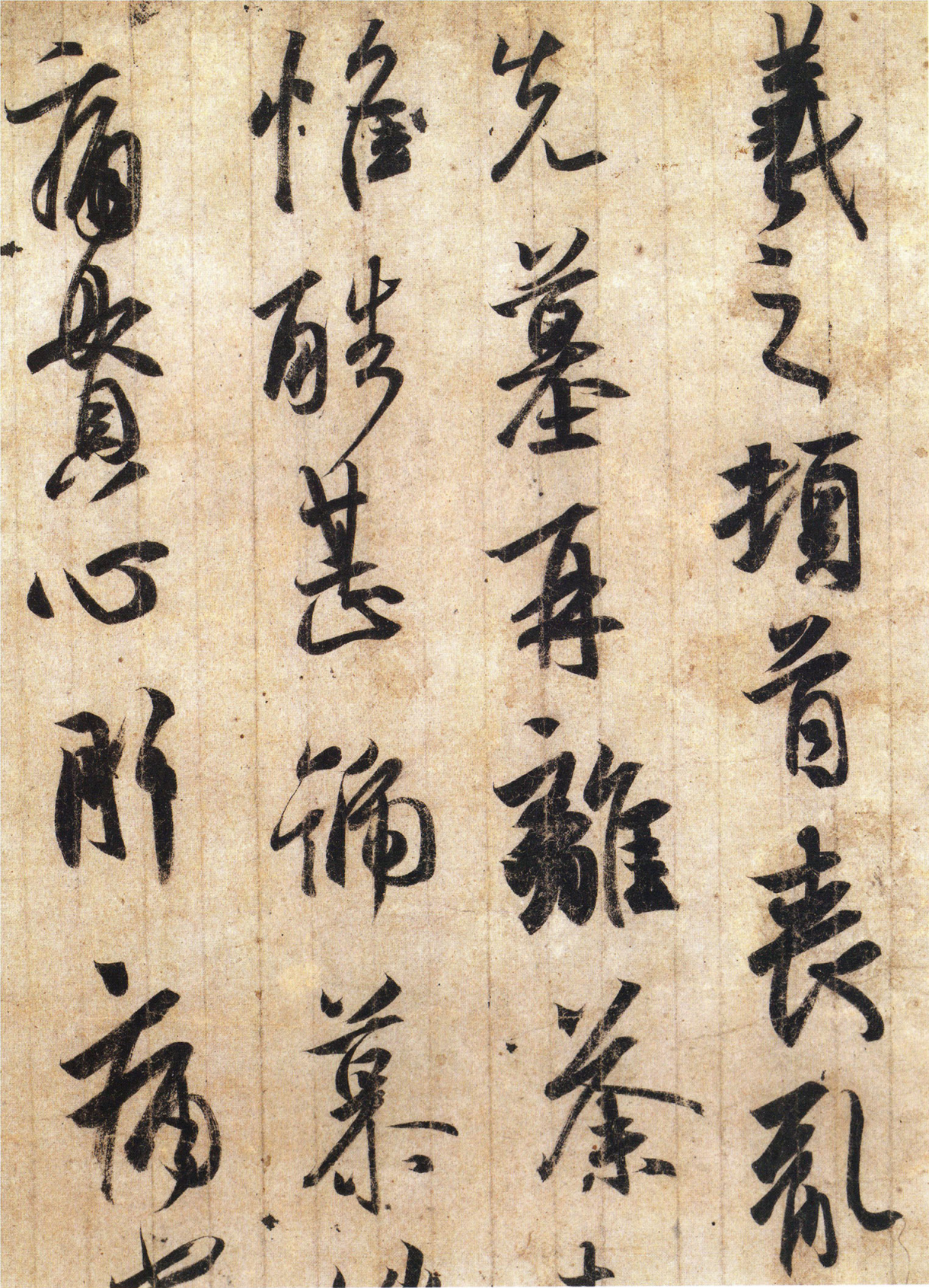
〔喪乱帖〕

義之頓首。戦乱は極まり、先祖の墓が再び荒らされました。それを思うと残念でたまらなく、号泣して心もくだけ、悲痛な思いがはらわたを貫きます。この苦痛は、一体、どれほどのものでありましょうか。修復はしましたが、まだ駆けつけることはできず、悲しみは深まるばかりです。どうしたらよいでしょうか。手紙を書きながら苦痛の思いが胸にこみ上げるばかり、言うべき言葉がありません。義之頓首頓首。

〔二謝帖〕（一行ずつの断簡のため、内容は不明）

〔得示帖〕

お手紙をいただき、あなたのお加減がまだすぐれないことを知って、心配しております。私も具合を悪くしております。明日は太陽が出たら行こうと思います。霧に触れたくないからです。薬の効果が出るのを待っています。王羲之頓首。



- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出版を明記してください。また，図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

書の美、文字の巧

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 74

編集 宮内庁三の丸尚蔵館

宮内庁書陵部

制作 株式会社 東京美術

翻訳 黒川廣子

発行 宮内庁

平成二十八年九月十七日発行

© 2016, The Museum of the Imperial Collections, Sanmonmaru Shozokan
The Archives and Mausolea Department
Imperial Household Agency